平成 27 年 4 月 1 日適用
令和 8 年 6 月 11 日改定

ＡＳＮＥＴ規約

目次

ＡＳＮＥＴ規約 1
第１章　総則 3
第１条（定義） 3
第２条（目的） 3
第３条（対象） 3
第４条（営業日） 3
第５条（提供サービス） 3
第６条（運営） 4
第２章　会員 5
第７条（区分） 5
第８条（区分毎の資格） 5
第９条（欠格条件） 5
第１０条（入会手順） 5
第１１条（連帯保証） 6
第１２条（入会金および保証金） 6
第１３条（相殺の禁止） 6
第１３条の２（債権の譲渡禁止） 6
第３章　会員の権利・義務 7
第１４条（品位の保持） 7
第１５条（権利） 7
第１６条（義務） 7
第１７条（機器） 8
第１８条（届出） 8
第１９条（区分の変更） 8
第２０条（利用限度額および車両規制） 8
第２１条（会員番号およびパスワード） 9
第２２条（禁止行為） 9
第２３条（制限） 9
第４章　退会 11
第２４条（任意解除） 11
第２５条（ＡＳによる解除） 11
第２６条（会員番号、機器等の返還） 11
第５章　その他 13
第２７条（免責） 13
第２８条（損害賠償） 13

第２９条（規約の改定） 13
第３０条（著作権） 13
第３１条（会員情報または個人情報の取り扱い） 13
第３２条（管轄権の合意） 14
附則 14

第１章　総則

第１条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、以下の通りとする。

エーエス ＡＳ	株式会社オートサーバー
エーエスネット ＡＳＮＥＴ	ＡＳがインターネットを通じて運営する自動車流通システム
会員	ＡＳＮＥＴ加入者
古物商	古物営業法に規定する古物を、業として売買する業者または個人事業主
提携会場	ＡＳが業務提携を結ぶオートオークション会場またはバイクオークション会場

第２条（目的）

１．ＡＳは、インターネットを通じて自動車取引の仲介を迅速かつ正確に行うことにより、自動車業界の発展と会員の繁栄を図ることを目的とし、ＡＳＮＥＴを運営する。
２．ＡＳは、日本語およびＡＳ指定の言語にてＡＳＮＥＴを提供する。
３．本規約は、ＡＳＮＥＴにおける円滑かつ公正な取引の実現を目的とする。

第３条（対象）

ＡＳＮＥＴは、本規約に定める資格要件を満たし、かつＡＳ所定の手続きを完了した会員でなければ利用することができない。

第４条（営業日）

ＡＳは、原則として無休でＡＳＮＥＴの運営を行い、サービス毎の営業日を別に定める。ただし天変地異または特別な事情があるとＡＳが認める場合はこの限りでない。

第５条（提供サービス）

ＡＳがＡＳＮＥＴにおいて提供するサービスとその概要は、以下の通りとする。

（１）オークション代行サービス	提携会場での入札・落札の代行および出品の代行等のサービス
（２）会員間物流サービス	会員およびＡＳが提携を結ぶ事業者間の自動車売買仲介サービス
（３）中古パーツサービス	ＡＳが提携を結ぶ事業者の提供する自動車中古パーツの購入仲介サービス
（４）カー用品プラスサービス	ＡＳが提携を結ぶ事業者の提供する物品の販売もしくは委託販売サービス
（５）店頭商談 NET サービス	ＡＳがＡＳＮＥＴ上で提供するインターネットによる中古車小売販売支援および付随サービス
（６）言語切替サービス	ＡＳＮＥＴにおける提供言語（日本語/英語モード）を切り替えることのできるサービス。なお本サービスについては、本規約を適用する。

第６条（運営）

ＡＳは、ＡＳＮＥＴおよび前条に掲げる提供サービスの詳細および運営については、本規約のほか、下記に定める諸規約に定める。

（１）オークション代行サービス	オークション代行サービス規約
（２）会員間物流サービス	ＡＳワンプラ規約
（３）第１号および２号に関する陸送	ＡＳＮＥＴ陸送規約
（４）第１号および２号に関するペナルティ	ＡＳＮＥＴペナルティ規約
（５）中古パーツサービス	リパーツダイレクトシステム（中古パーツ）利用規約
（６）カー用品プラスサービス	カー用品プラス利用規約
（７）店頭商談 NET サービス	店頭商談 NET 利用規約

第２章　会員

第７条（区分）

１．ＡＳＮＥＴの会員の区分は、次のとおりとする。
（１）正会員
（２）準会員
２．ＡＳは、前項のほかに必要と認めた者を会員とすることができる。

第８条（区分毎の資格）

１．正会員たる資格を有する者は、次の第１号から第３号に掲げる条件をいずれも満たす者に限る。ただしＡＳが特別に認めた場合はこの限りでない。
（１）所在地所轄公安委員会の発行する古物商許可証を有する中古車業者
（２）国土交通省の定めた認証工場または指定工場としての資格を有するか、もしくは常設の営業所と見なされる会社または自宅の不動産を所有している者
（３）常設の営業所を有し、現に営業活動を行なっている者
２．準会員たる資格を有する者は、次の第１号から第３号に掲げる条件をいずれも満たす者に限る。ただしＡＳが特別に認めた場合はこの限りでない。
（１）所在地所轄公安委員会の発行する古物商許可証を有する中古車業者
（２）常設の営業所を有し、現に営業活動を行なっている者
（３）第１１条２項に定める連帯保証人を指定することができる者

第９条（欠格条件）

次の各号のいずれかに該当する者は、ＡＳＮＥＴの会員となることができない。
（１）暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合、もしくは反社会的勢力と関係している場合
（２）代表者が刑法、古物営業法その他の法令に違反したことがある場合
（３）信用状態の重大な悪化が生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとＡＳが判断した場合
（４）ＡＳが会員として相応しくないと認めた場合

第１０条（入会手順）

１．ＡＳＮＥＴに入会しようとする者は、ＡＳ所定の書類に必要事項を記入の上、ＡＳが指定する書類を添えて申し込まなければならない。
２．ＡＳは、前項の書類を受理した時は、遅滞なく審査を行い、承認または不承認の決定をし、当該申込者に通知する。
３．ＡＳは、前項の審査結果理由を開示しない。
４．２項に定める承認を受けた者は、ＡＳとの間で会員登録契約を締結する。

５．ＡＳは、会員登録契約締結後、当該申込者にＡＳＮＥＴの会員番号およびパスワードを発行する。

第１１条（連帯保証）

１．会員の代表者は、当該会員がＡＳに対して負う一切の債務につき、当該会員と連帯して保証しなければならない。ただしＡＳが認めた場合はこの限りでない。
２．準会員は、前項の代表者に加えて、ＡＳの承認する別の連帯保証人（以下「連帯保証人」という）を定めなければならない。ただしＡＳが認めた場合はこの限りでない。
３．連帯保証人は、当該会員がＡＳに対して負う一切の債務につき、当該会員と連帯して保証しなければならない。
４．連帯保証人は入会申請時において、原則として会員の代表者とは所在地の異なる、満 20 歳以上 70 歳未満のものでなければならない。
５．第１項または第３項の連帯保証につき、別途極度額の定めがある場合は、当該極度額を連帯保証の限度額とする。

第１２条（入会金および保証金）

１．ＡＳＮＥＴへの入会金、または保証金は無料とする。ただしＡＳが必要と認める場合、ＡＳは保証金を預託させることができる。
２．前項に基づいて預託された保証金について、ＡＳは、当該会員がＡＳに対して支払うべき債務と相殺することができる。
３．1 項に基づいて預託された保証金は、当該会員がＡＳＮＥＴを退会する際に返金に要する費用を差し引いた上で返還する。
４．本規約制定以前に、会員がＡＳに対し預託した入会金または保証金の返還等についての取り扱いは、預託した時点においてＡＳが定めた規約に従って取り扱う。

第１３条（相殺の禁止）

会員は、ＡＳに対する債務と、ＡＳに預託している入会金または保証金との相殺を主張することは出来ない。

第１３条の２（債権の譲渡禁止）

会員は、ＡＳによる事前の書面での承諾がない限り、ＡＳＮＥＴの利用により生じた債権の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第３章　会員の権利・義務

第１４条（品位の保持）

１．会員は、社会道徳を重んじ、常に会員たるにふさわしい行動の保持に努めなければならない。

２．会員は、次の各事項を表明し、保証する。

（１）自己が、反社会的勢力でなくなった時から５年を経過しない者ではないこと

（２）自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないこと

（３）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の支配・影響を受けないこと

（４）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

（５）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与しないこと

（６）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されうる関係を有しないこと

３．ＡＳは、会員が前項のいずれかに違反している旨の疑義が生じた場合、当該会員によるＡＳＮＥＴの利用を停止することができる。この場合、ＡＳは当該措置により生じた損害の賠償責任を負わない。

４．ＡＳは、会員が本条２項のいずれかに違反していると認めた場合、何らの通告を要せず当該会員の会員登録契約を解除することができる。この場合、ＡＳは当該措置により生じた損害の賠償責任を負わない。

第１５条（権利）

会員は、第５条に定めるＡＳＮＥＴの全てのサービスを利用することができる。ただしＡＳは、必要と認めた場合、サービス毎に利用の制限を設けることができる。

第１６条（義務）

１．会員は、本規約のほかＡＳが別に定める規約、細則またはＡＳとの契約事項を遵守し、これらを理解したうえでＡＳＮＥＴを利用しなければならない。

２．会員は、ＡＳがＡＳＮＥＴにおける取引の一部をコンピュータシステムによって処理することをあらかじめ承諾し、コンピュータシステムによる取引結果を遵守しなければならない。

３．会員がＡＳＮＥＴの各サービスを利用した場合、ＡＳが別に定める「ＡＳＮＥＴ手数料一覧表」に定める手数料もしくは本規約に基づく代金等を、ＡＳが定める支払方法を用いて定められた支払期限までに支払わなければならない。なお支払方法が銀行振込である場合、ＡＳは領収を証す書面の発行を行わない。

４．会員は、前項の手数料等について、ＡＳが別に定める手順に従い、「手数料割引プラ

ン」を利用することができる。

第１７条（機器）

会員は、ＡＳＮＥＴへの参加に際し、ＡＳの推奨する機器および通信環境を使用しなければならない。

第１８条（届出）

１．会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至った時は、ただちにＡＳに通知し、ＡＳの指示に従わなければならない。

（１）商号、代表者、取引口座、本社所在地等、ＡＳＮＥＴ入会時において登録した情報に変更があったとき

（２）第８条に定める会員資格要件を具備しなくなったとき

（３）第９条に定める会員欠格要件に該当することとなったとき

（４）連帯保証人を変更しようとするとき

（５）解散、合併、分割、営業の全部または重要な部分を譲渡しようとするとき

（６）破産、民事再生、特別清算、会社更生その他法的整理手続きの申立てを行ったとき、あるいは申立てを受けた事実を知ったとき

（７）所在地管轄の公安委員会から古物営業法に基づく古物商としての営業停止または古物商免許証の取り消しの処分を受けたとき

２．ＡＳは、会員が前項に定める届出を怠った場合、または不備もしくは不明な点があることを認めた場合、事前に通告すること無く当該会員のＡＳＮＥＴ利用を制限、停止あるいは会員登録契約を解除することができる。

第１９条（区分の変更）

１．会員は、自らの会員区分の変更をしようとするときは、ＡＳに申し出の上、ＡＳの指示に従わなければならない。

２．ＡＳは、必要と認めた場合、会員の区分を変更することができる。

第２０条（利用限度額および車両規制）

１．ＡＳは、会員毎に、手数料、車両代金等、ＡＳＮＥＴ利用に関する利用限度額を設けることができる。

２．ＡＳは、会員が前項の利用限度額を超えてＡＳＮＥＴを利用した場合、当該会員の支払いが完了するまでの間、ＡＳＮＥＴの利用を制限あるいは停止することができる。また、利用限度額が超過したときは、超過が解消するまで、もしくはＡＳへ支払うべき債務をすべて支払うまで、当該会員がＡＳＮＥＴを介して取引を行っている車両の搬入出または引き渡しを制限することができる。

３．前項に基づくＡＳＮＥＴの利用制限または停止により、当該会員が損害を被ることがあっても、ＡＳはこれを賠償する責めに任じない。

第２１条（会員番号およびパスワード）

１．ＡＳは、会員に対し、当該会員のみが使用することのできるＡＳＮＥＴの会員番号およびパスワードを発行する。

２．会員は、ＡＳより発行を受けた会員番号およびパスワードを、自己の責任において管理しなければならない。

３．会員は、会員番号またはパスワードを紛失した場合、すみやかにＡＳへ連絡し、ＡＳの指示に従わなければならない。

４．会員は、会員番号またはパスワードの紛失、漏洩、盗用、または不正利用、その他の事故によって被害を被った場合でも、そのために生じた損害につき、自身の責任で対応しなければならず、ＡＳに対する債務を免れることはできない。

５．　会員は、パスワードの変更を希望する場合もしくはＡＳから変更の指示を受けた場合、ＡＳＮＥＴの画面に記された手順もしくはＡＳの指示に従って変更の手続きをとらなければならない。

第２２条（禁止行為）

会員は次の行為をしてはならない。

（１）第三者に対し、ＡＳＮＥＴの会員番号、パスワード等を開示、漏洩、貸与または譲渡すること

（２）第三者に対し、自己の名を以てＡＳＮＥＴを利用させること

（３）ＡＳＮＥＴ掲載のデータ（写真画像・出品票・文字データ等を含む）を複写、転載、転用すること

（４）会員以外の第三者に対し、提携会場のセリスタート金額、落札金額および相場情報等を知らせること

（５）ＡＳ、他の会員、提携会場またはその会場会員、あるいはＡＳの提携業者等の信用を貶め、もしくは利益を損なうことを喧伝すること

（６）ＡＳが定める規約、細則、諸契約に違反すること

（７）ＡＳＮＥＴを介した車両の売買につき、ＡＳの許可無く会員間の直接交渉または車両の旧名義人への直接交渉を行うこと

（８）ＡＳＮＥＴを介した車両の売買につき、提携会場または車両出品会員、旧名義人等に直接連絡すること

（９）自らが提携会場に出品した車両を自ら競り上げ、または他に依頼し競り上げ、もしくはそれらに協力する等、ＡＳが不正な行為と認めること

（１０）その他ＡＳが不適当と認めること

第２３条（制限）

１．ＡＳは、会員が以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該会員のＡＳＮＥＴの全部または一部の利用を制限することができる。

（１）本規約第１４条、第１６条、第１８条から第２２条または第６条に定める諸規則に違反したとき
（２）ＡＳＮＥＴにおける取引に係る訴訟の当事者またはその関連する者である蓋然性が認められるとき、またはその判決があったとき
（３）会員との間で訴訟または紛争等が生じた場合もしくは生じる蓋然性が認められると判断したとき
（４）犯罪嫌疑のため被疑者または被告人となったとき
（５）自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止になったとき
（６）差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てを受けたとき、または租税滞納処分を受けたとき
（７）ＡＳが必要と認めたとき

２．前項に基づくＡＳＮＥＴの利用制限により、当該会員が損害を被ることがあっても、ＡＳはこれを賠償する責めに任じない。

第４章　退会

第２４条（任意解除）

１．会員は、ＡＳＮＥＴへの会員登録契約を解除して退会しようとするときは、会員任意退会申請書に所定の事項を記入してＡＳに提出の上、ＡＳに対する全ての債務支払いを完了しなければならない。

２．ＡＳは、前項の規定による書類を受理した時は、遅滞なく退会処理を行い、これが完了したときに、当該会員に通知する。

第２５条（ＡＳによる解除）

１．ＡＳは、会員が次のいずれかに該当する場合、事前に通告することなくＡＳＮＥＴの会員登録契約を解除することができる。

（１）第８条に定める会員資格要件を具備しなくなったとき、または第９条に定める会員欠格要件に該当することとなったとき

（２）本規約のほか、ＡＳが別に定める諸規約または諸契約条項に違反したとき

（３）第１０条または第１８条によりＡＳに届け出た事項につき、重大な虚偽の事実があることが明らかになったとき

（４）ＡＳＮＥＴの利用につき知り得たＡＳ、提携会場、その他第三者の技術的もしくは営業上の機密情報または個人情報につき、善良なる管理者としての義務を怠り、もしくは意図して、第三者に開示、漏洩したとき

（５）第三者から差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申し立てを受け、または公租公課の滞納による強制執行を受けたとき

（６）破産・会社整理もしくは会社更生手続開始等の申し立てをされ、または自らこれの申し立てをしたとき

（７）営業の廃止・更生もしくは解散等の決議を行い、または他の会社と合併、もしくは他の会社に事業譲渡をしたとき

（８）所在地管轄の公安委員会から古物商許可証の取り消しの処分を受けたとき

（９）過去にＡＳよりＡＳＮＥＴの退会処分を受けた者のためにＡＳＮＥＴを利用しようとしたことが明らかになったとき

（１０）会員との間で生じた訴訟または紛争等が解決したとき

（１１）その他、会員としてふさわしくない行為があったとＡＳが認めるとき

２．前項に基づくＡＳＮＥＴの会員登録契約解除により、当該会員が損害を被ることがあっても、ＡＳはこれを賠償する責めに任じない。

第２６条（会員番号、機器等の返還）

１．会員は、前２条に基づきＡＳＮＥＴへの会員登録契約を解除したときは、ＡＳが発行した会員番号、パスワードをただちに返却しなければならない。

２．会員は、ＡＳＮＥＴへの会員登録契約を解除したときは、ＡＳから買い取っていた機

器等の返還を求めることはできず、また、ＡＳがリースしていた機器等をＡＳが相当と認める価額で買い取らなければない。

第５章　その他

第２７条（免責）

１．ＡＳは、以下の場合でも、法令または本規約で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

（１）会員が、ＡＳＮＥＴを利用したことによって損害を被った場合

（２）会員が、自らのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態によりＡＳＮＥＴを利用できず、損害を被った場合

（３）ＡＳのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態によりＡＳがＡＳＮＥＴを運営できず、会員が損害を被った場合

２．ＡＳＮＥＴのシステムまたは設備等に外部からの侵入等不測の事故が発生し、正常な運営ができない若しくは正常な運営ができなかったとＡＳが判断した時は、会員はＡＳの裁定に従うものとする。

第２８条（損害賠償）

１．会員は、不正な方法もしくは過失によりＡＳＮＥＴを利用する等し、ＡＳに対して損害を与えた場合、これを賠償しなければならない。

２．ＡＳは、前項において会員がＡＳに与えた損害について、その弁済を立替払いすることができる。

３．ＡＳは、会員に対して成約車両代金等の支払い債務を有している場合において、当該会員による前 2 項もしくは前 2 項に準ずる行為により損害を被る恐れが高いと認めるときは、成約車両代金等の支払いを留保することができ、被った損害が明らかになったときに当該債務と損害賠償請求する権利とを相殺することができる。

第２９条（規約の改定）

ＡＳは、本規約の変更が必要と認める場合、随時任意に改定することができるものとし、その内容はＡＳＮＥＴにおける掲示または文書によりその都度会員に通知し、掲示の日付をもって全通達が完了したものとみなす。

第３０条（著作権）

本サービスにおいてＡＳＮＥＴに掲載する情報の著作権は、サービス毎に定める。

第３１条（会員情報または個人情報の取り扱い）

１．ＡＳＮＥＴにおける個人情報の取り扱い方法については「個人情報保護方針および個人情報の取扱いについて（https://www.autoserver.co.jp/privacypolicy/）」に定める。

２．ＡＳは、ＡＳＮＥＴ会員登録情報に含まれる情報及び連帯保証人の情報並びに車両所有者の情報（以下総称して「個人情報」という）について、ＡＳＮＥＴを円滑に運営

するため、必要と認める範囲内において、業務委託先または業務提携先等に提供する。

３．前項に加え、ＡＳは下記のいずれかに該当する場合、会員情報または個人情報を第三者に開示することができる。

（１）開示することにつき、当該会員の同意があったとき

（２）法令に基づく場合又は公的機関の指示、指導又は命令若しくは要請に基づくとき

４．会員は前３項の会員情報または個人情報の取り扱いについて、承諾するものとする。

第３２条（管轄権の合意）

ＡＳＮＥＴの利用に関し、ＡＳと会員間に生じた一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、ＡＳの本店所在地を管轄する東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

・本規約は平成２７年４月１日より施行する。
・ＡＳがＡＳＮＥＴ画面に掲載または本規約で定める手数料もしくは車両代金等の金額は、特に定めがある場合を除き消費税は含まれない。
・カー用品プラスのサービス名称変更の改定は平成２８年１０月１１日より施行する。
・第３２条の変更は平成２９年９月０１日より施行する。
・第３１条２項３号の改定は平成３０年０４月２０日より施行する。
・第３１条の変更は平成３０年５月１７日より施行する。
・第２１条５項の変更は平成３０年１１月１２日より施行する。
・第５条、第６条の変更は平成３１年１月１８日より施行する。
・第２０条２項の改定は平成３１年１月２９日より施行する。
・第２３条１項２号の変更は令和元年１０月１８日より施行する。
・第１１条５項の新設および、第１６条３項の変更は令和２年３月２４日より施行する。
・第２８条の変更は令和４年３月２８日より施行する。
・第３１条の変更は令和４年６月１６日より施行する。
・第３１条及び第３２条の変更は令和４年１１月２日より施行する。
・第３１条の改定は令和５年３月２２日より施行する。
・第３１条の改定は令和５年５月１１日より施行する。
・第１２条の改定は令和５年９月８日より施行する。
・第５条、第６条の改定は令和５年１１月２日より施行する。
・第１６条の改定は令和６年１月１日より施行する。
・第１２条１項の改定は令和７年２月５日より施行する。
・第１１条４項の改定は令和８年１月５日より施行する。
・第１３条の２の新設は令和８年６月１１日より施行する。